

医局訪問の訪問時間、訪問時待機場所について

病院の安全管理の面からも、製薬会社 MR および医療器械・材料等関連会社営業担当者の病院医局訪問について規定の一部変更をします。

訪問時間と待機場所

訪問時間 16:30~18:30 (但し、医師と直接アポイントでの訪問は除く)

製薬会社 MR は1日8社のみ訪問可能 (直接アポイントは除く)

製薬会社において当日1社は1名のみ訪問可能とし、同時刻に複数のMR訪問は禁止 (但し、アポイントにて訪問の場合を除く)

待機場所 16:30~18:30 医局12東側および医局12西側

**訪問時間、待機場所については製薬会社 MR および医療器械・材料等関連会社営業担当者は同じとする。**

※メールボックス付近での待機は禁止。メールボックスへの投函は速やかに済ませ、終了後直ちにその場を離れる事とする。

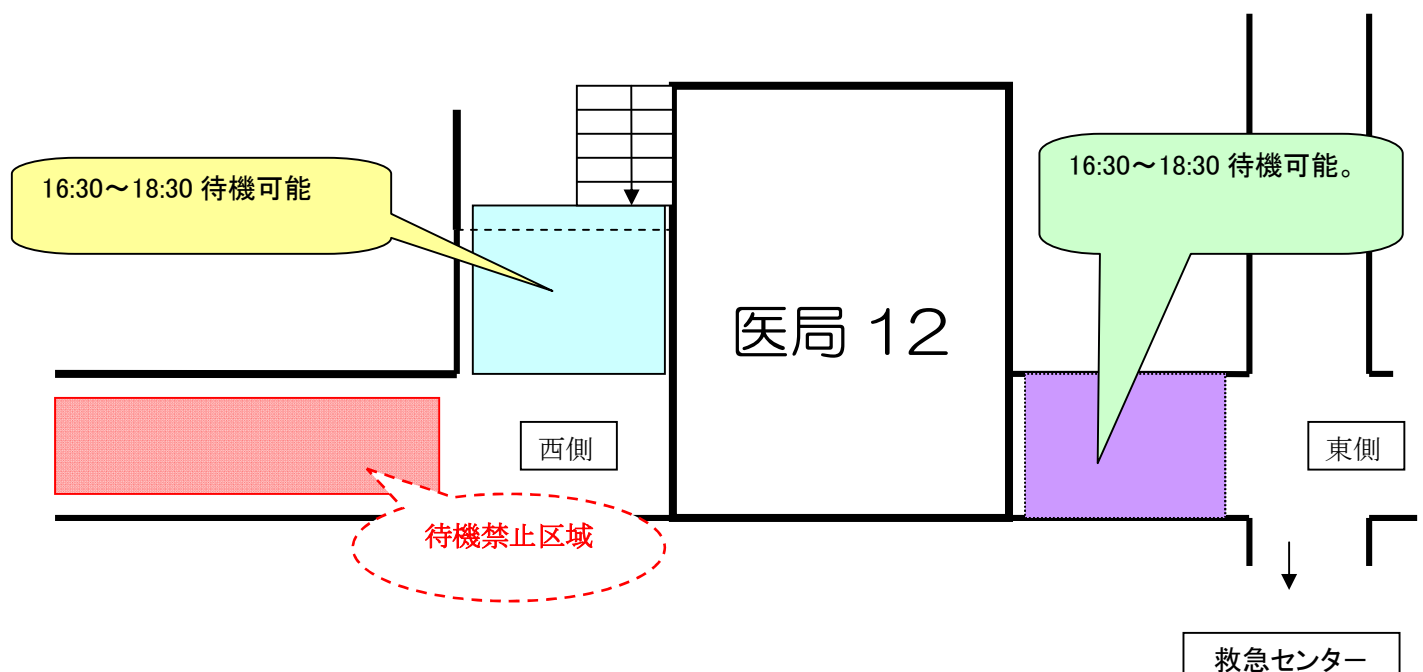
※医局12西側通路 (カンファレンスルーム東側扉から談話室前の医局通路) での待機は禁止とする。

※メールボックス設置場所から病院管理課前にかけての通路での待機は禁止する。

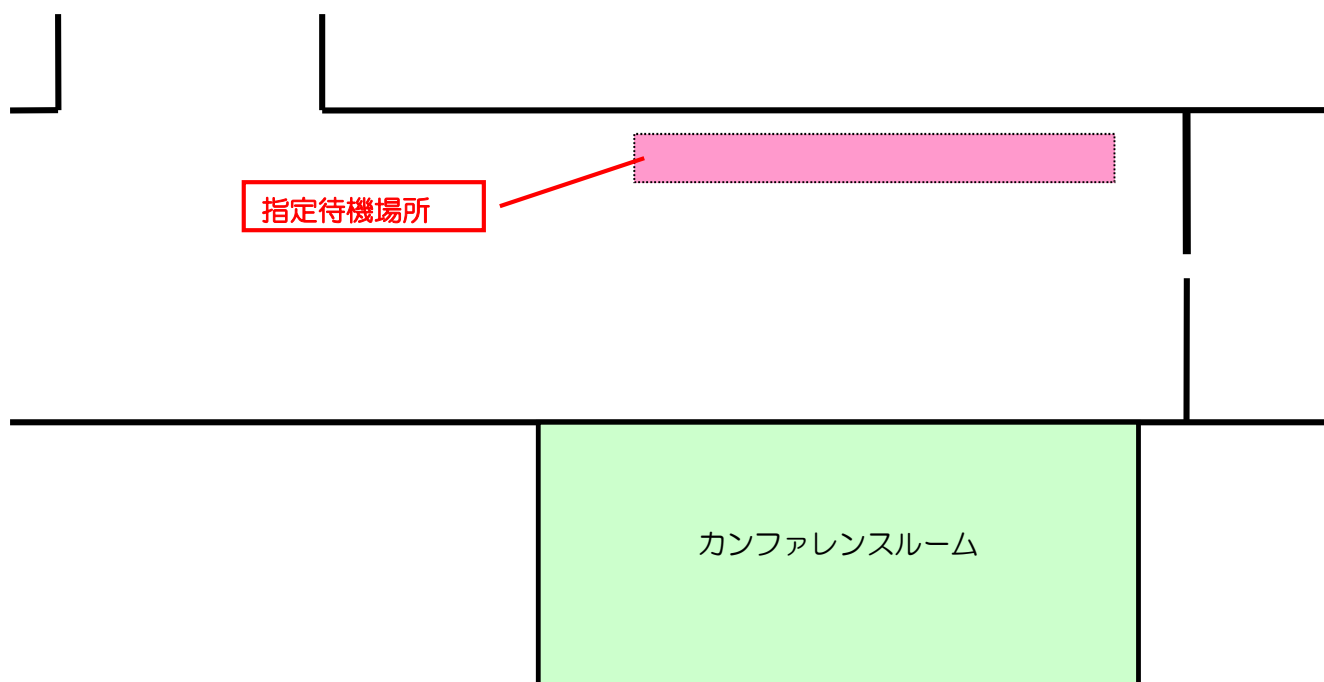
※面会等において別途指定された時間・場所がある場合、時間を厳守し、節度ある態度で待機する事とする。また本来の待機場所でないところで待機する旨を担当部署にあらかじめ報告しておく事。

担当部署: MR・薬剤部 医療機器・材料等関連会社・病院経営企画課

**訪問許可証は必ず相手から見える位置に掲示するものとする。**



※カンファレンスルームでの説明会、勉強会の場合は下記指定の待機場所で待つこと



○その他、指定の場所で待つ場合は、院内である事を踏まえて節度を保って待機する事。